令和７年度税制改正要望

令和６年１１月

(一社)全国農業会議所

1. 国税関係
   1. 所得税

**＜拡充・延長＞**

|  |
| --- |
| * + 1. 青色申告特別控除額を引き上げること。 |

【理由】

農業者の経営管理能力を向上させるためには青色申告の推進が必要であり、これを一層促進させるため、青色申告特別控除額を引き上げる必要がある。

|  |
| --- |
| * + 1. 青色申告による欠損金の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること。 |

【理由】

法人については平成27年度税制改正で29年4月より欠損金の繰越期間が10年に延長された一方、個人は3年のままとなっている。農産物価格の下落により欠損金が生じるケースが増加していること､また､個人と法人の課税の公平性の観点から､青色申告を行う個人農業者についても欠損金の繰越控除期間を延長する必要がある。

|  |
| --- |
| * + 1. 農用地利用集積等促進計画及び農業委員会のあっせん等により認定農業者に対して農地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除額を大幅に引き上げること。   （現行800万円→改正3,000万円） |

【理由】

　農業経営の基盤を安定させるため、貸借による規模拡大だけでなく、所有権移転による規模拡大をする農業者も多く存在する。所有権による規模拡大、担い手への農地の利用集積を促進するため、譲渡所得税に係る特別控除額の大幅な引き上げが必要である。

|  |
| --- |
| * + 1. 現行の生命保険料(共済掛金)控除制度を拡充し、農家組合等利用者が生活保障の準備ができるよう、自助努力を支援する環境を整備すること。(一般生命保険料控除限度額 現行4万円→改正 扶養している子どもがいる場合 6万円) |

【理由】

　社会保障制度改革の動きが加速する中、公的保障を補完する自助・共助の仕組みである私的保障の役割の重要性が高まっていることから、生命保険料（共済掛金）控除制度を拡充し、自助努力を支援する環境を整備する必要がある。

　特に、若者や子育て世代が私的保障により不自由なく子育てできるように自助のための環境を整備することが必要である。

* 1. 法人税

**＜新規＞**

|  |
| --- |
| * + 1. 確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度等の積立金にかかる特別法人税を廃止すること。 |

【理由】

確定給付企業年金契約の積立金に対する特別法人税の課税は、積立金を目減りさせ、事業主の財務悪化や企業年金制度の継続に悪影響を及ぼしかねない。また、確定拠出年金資産管理契約の積立金に対する特別法人税の課税は、将来受け取るべき年金給付額を減少させるため、国民の老後の所得確保に大きな影響を与える。公的年金を補完する手段として、自助努力による確定拠出年金制度を発展させるためにも、これらにかかる特別法人税を廃止する必要がある。同様に、財形給付金共済にかかる特別法人税も廃止する必要がある。

|  |
| --- |
| * + 1. 受取配当等の益金不算入制度について、協同組合等の事業特性を踏まえつつ、二重課税の排除の観点から議論を行うこと。 |

【理由】

「受取配当等の益金不算入制度」は、本来、法人の受け取る配当等について、既に課されている法人税との二重課税の排除を目的として設けられた制度であることに鑑み、受取配当等の益金不算入制度の見直しにあたっては、一般の株式保有とは性格を異にしていること等、協同組合等の事業特性を踏まえつつ、「二重課税の排除」の観点から議論を行う必要がある。

* 1. 所得税・法人税

**＜延長＞**

|  |
| --- |
| (1)農業経営基盤強化準備金制度について、適用期限を延長すること。 |

【理由】

　農業経営基盤強化準備金制度は、農地や農業機械等の取得を促進し、認定農業者等意欲ある農業者の経営基盤を強化し経営改善・体質強化を図る重要な制度である。現場における制度の活用をさらに推進するため、適用期限を延長すること。

|  |
| --- |
| (2)中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度（中小企業投資促進税制）の適用期限を延長するとともに、特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度（中小企業経営強化税制）の適用期限を延長すること。 |

【理由】

中小企業投資促進税制（取得価額の30％の特別償却または7％の税額控除）と中小企業経営強化税制（即時償却または取得価額の7％（特定中小企業者等にあっては10％）の税額控除）は、生産現場のニーズも大きいことから、中小企業者である農業者等の設備投資を促進する効果がある同特例について、適用期限を延長する必要がある。

* 1. 相続税・贈与税

**＜拡充＞**

|  |
| --- |
| 遺族の生活資金確保のため、死亡共済金の相続税非課税限度額について、「現行限度額（法定相続人数×500万円）」に、「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。 |

【理由】

児童のいる世帯において、万が一、主たる家計の支え手が亡くなった場合、母子世帯の家計は非常に厳しい状況になると考えられる。十分な遺族資金を確保するためにも現行の非課税限度額の拡充が必要である。

* 1. 登録免許税

**＜延長＞**

|  |
| --- |
| 農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の適用期限を延長すること。 |

【理由】

抵当権の設定登記を伴う借入にかかる農業者の経費負担を軽減することで、資金調達力や信用力を補完することが可能となり、農業経営の改善に貢献することから、適用期限を延長する必要がある。

* 1. 消費税

**＜新規＞**

|  |
| --- |
| 控除対象外となっている「共済代理店に支払う手数料の消費税」および「完全支配関係にある会社との取引にかかる消費税」について、消費税負担を軽減するための措置を講じること。 |

【理由】

　共済(保険)は消費税が非課税となっているが、共済代理店手数料には消費税が課されている。将来的に消費税率の引き上げが実施されれば、共済代理店展開に支障が出ることが想定され、組合員や地域住民への利便性の確保・提供に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、ＪＡ共済では自動車共済に関する損害調査業務等を完全支配関係にある会社に外部委託している一方、内製化した場合には消費税が課せられないことから、消費税負担のみを考えた場合には、業務を内製化した方が外部委託よりも有利な状況になる。このことは、消費税制のあり方によって企業活動が左右され、企業の経済活動に悪影響を与えない税の中立性に対する問題を発生させる懸念があることから、消費税負担の軽減措置を講じる必要がある。

1. 地方税関係
   1. 不動産取得税

**＜延長＞**

|  |
| --- |
| 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により農振農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置を延長すること。 |

【理由】

所有権移転による規模拡大を行う農業者も多く存在しているが、本特例措置は所有権移転による規模拡大を行う農業者にとって数少ないメリットの1つであることから、適用期限の延長が必要である。

1. 複数税目

**＜拡充・延長＞**

|  |
| --- |
| * + 1. 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、議決権要件を緩和する特例措置を活用する農地所有適格法人についても、引き続きこれまで適用されていた税制特例の対象とすること。 |

【理由】

現行の農地所有適格法人が対象となっている農業経営基盤強化準備金、肉用牛売却所得の免税制度、所得の特別控除（法人税）等の税制特例については、農業経営の基盤強化を図る重要な制度であるため、国から農業経営発展計画の認定を受け、議決権要件の特例の適応を受ける場合でも、引き続き税制上の特例措置の対象とする必要がある。

|  |
| --- |
| * + 1. アグリビジネス投資育成株式会社の農業法人への出資制限の見直しに伴い、2分の1以上の出資が行われた場合についても、引き続き中小企業税制の適用の対象とすること。 |

【理由】

中小企業者を支援する税制上の措置については、中小企業者である農業者等の成長発展を図る重要な制度であるため、アグリビジネス投資育成株式会社から2分の1以上の出資が行われた場合でも、引き続き税制上の特例措置の対象とする必要がある。

|  |
| --- |
| * + 1. 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付けの対象となる事由に、「介護医療院への入所」を追加すること。 |

【理由】

「介護療養型医療施設への入所」は、当該施設が令和５年度末で廃止されたことに伴い営農困難時貸付けの対象となる事由から除外されたが、その移行施設として創設された「介護医療院への入所」を事由に追加する必要がある。